

# 【再延長】電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る 電気料金の特別措置について

現在、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下「本事業」といいます。）に基づき、各小売電気事業者等は毎月の請求書に直接反映する形で電気料金の値引きを行っております。当初は2023年12月使用分迄とされておりましたが、この度政府が本事業の継続を決定したため、当社でも以下のとおり**電気料金の特別措置を延長**いたします。

## 【特別措置の対象】

当社と電気需給契約を締結している低圧および高圧のすべてのお客さま  
本措置の適用にあたり、お客さまから当社にお申し込みいただく必要はありません。

## 【特別措置の実施期間】

2024年1月使用分から 2024年5月使用分

## 【特別措置の内容】

毎月の電気料金を算定する中で、本事業において定められている以下の金額を値引きします。

電気価格激変緩和対策値引き（税込）	低圧のお客さま	高圧のお客さま
2024年1月使用分～2024年4月使用分	1kWhあたり 3.5円	1kWhあたり 1.8円
2024年5月使用分	1kWhあたり 1.8円	1kWhあたり 0.9円